

天理大学履修規則

(単位制)

第1条 教育課程は、単位制とする。

(卒業に必要な単位)

第2条 卒業に必要な単位は、次表の通りとし第3条ないし第9条の定めに従って履修するものとする

学 部		人 間			文			国 際				体 育			
学 科/専 攻	宗 教	人 間 関 係			国文学 国語	歴 史 文 化		外 国 語				地 域 文 化		体 育	
		臨 床 心 理	生 涯 教 育	社 会 福 祉		歴史学 研究 コース	考古学・ 民俗学 研究 コース	英米語	中国語	韓国・ 朝鮮語	スペイン語 ・フランス語 ポルトガル語	日本 研究 コース			
総 合 教 育 科 目	天理教科目	/	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上
	建学の精神科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	基礎 教育 科目	基礎ゼミナール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		英語	4	4	4	4	4	4	/	4	4	4	4	/	2
	健康スポーツ	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	/
	リメディアル科目	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上
	教養 科目	キャリア科目	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上
一般科目		4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	4以上	
小 計		22以上	22以上	22以上	22以上	22以上	22以上	18以上	22以上	22以上	22以上	22以上	22以上	18以上	18以上
専 門 教 育 科 目	共通科目	4以上	12以上	12以上	12以上	4以上	4以上	4以上	8以上	8以上	8以上	8以上	8以上	8以上	/
	専攻科目	66以上	48以上	48以上	48以上	56以上	48以上	53以上	54以上	56以上	52以上	56以上	56以上	58以上	85以上
	共通または専攻科目	/	10以上	10以上	10以上	10以上	18以上	13以上	8以上	8以上	10以上	8以上	6以上	4以上	/
小 計		70以上	70以上	70以上	70以上	70以上	70以上	70以上	70以上	72以上	70以上	72以上	70以上	70以上	85以上
卒業に必要な単位数		124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上	124以上

学 部		医 療	
学 科/専 攻		看 護	臨 床 検 査
		天理教科目	/
建学の精神科目	/	/	
基礎 教育 科目	基礎ゼミナール	2	2
	英語	4	4
健康スポーツ	2	2	
リメディアル科目	2	2	
教養 科目	キャリア科目	/	/
	一般科目	4以上	4以上
小 計		14以上	14以上
専 門 教 育 科 目	共通科目	36以上	36以上
	専攻科目	74以上	74以上
	共通または専攻科目	/	/
小 計		110以上	110以上
卒業に必要な単位数		124以上	124以上

※ 専門教育科目のうち、共通科目は医療学部両学科においては専門共通科目、専攻科目は看護学科においては看護学専門科目、臨床検査学科においては臨床検査学専門科目を示す。

(総合教育科目)

第3条 総合教育科目は、付表の総合教育科目編成表に従って、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第4条 専門教育科目の共通科目は、付表の各学部(学科)別共通科目編成表に従って、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

第5条 専門教育科目の専攻科目は、付表の各学部(学科・専攻)別専攻科目編成表に従って、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

第6条 他学部(学科・専攻)の専門教育科目は、付表の科目編成表の開放標記に従って履修することができる。修得した単位は、卒業に必要な単位に算入される。

第7条 専門教育科目の資格科目は、付表の科目編成表に従って履修することができる。ただし、資格科目の修得単位は、「各学部(専門教育科目)の履修に関する規程」に定めるもの以外は、卒業に必要な単位には含まれない。

第8条 専門教育科目の履修については、本履修規則の定めによるほか、「各学部<専門教育科目>の履修に関する規程」および「資格課程履修要項」による。

(他大学等における修得単位)

第9条 学則第22条ないし第23条の定めにより、他の大学または短期大学等において履修し修得した単位は、別に定めるところにより第3条ないし第8条の単位として算入することができる。

(履修科目登録)

第10条 その年度に修得しようとする科目は、すべて指定の期日に、所定の方法で登録しなければならない。

2. 病気その他真にやむを得ない事由によって指定の期日に登録できない場合は、直ちにその旨を届け出て指示を受けなければならない。ただし、期日を過ぎての届け出は認めない。

(履修科目の登録規制)

第11条 各学期に24単位を超える登録および年度内合計が48単位を超える登録をしてはならない。

2. つぎの各号の一に該当する履修科目の登録をしてはならない。

(1) 同一期間内で、同一時限に行われる科目の重複登録

(2) すでに単位を修得した科目の再登録

(3) 「各学部<専門教育科目>の履修に関する規程」で規制する科目の登録。

3. 第1項にかかわらず、つぎの各号をすべて満たす場合には、各学期に6単位まで追加の登録を認める。

(1) 別に定めるGPA制度によって、直前の学期のGPAが3.5ポイント以上、もしくは直前の学期までの累積GPAが3.2ポイント以上であること。ただし、入学年度は直前の学期のGPAを適用することとする。

(2) クラス担任が、登録授業について十分に学修できることを、本人との面談において確認し、指導できる体制がつくられていること。

(3) クラス担任から教務委員会に報告されていること。

第12条 登録後の履修科目の変更または追加は、原則として認めない。

(資格課程登録)

第13条 伝道、矯正・保護支援、日本語教員養成、教職、司書および学芸員の資格を取得しようとする者

は、すべて指定の期日に、所定の方法で資格課程登録をしなければならない。

(試験)

第14条 試験は、平常試験（レポートを含む）・定期試験および卒業論文・卒業研究・卒業課題研究試験とする。

2. 試験については、別に定めるところによる。

(成績評価)

第15条 授業科目の成績は、100点法によって評価し、60点以上を合格とする。

2. 授業科目の成績は、A+・A・B・C・Fの5種の評語をもって表し、評語基準は、A+ (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、F (59点以下) とする。
3. 卒業認定再試験科目の成績は、C・Fの2種の評語をもって表し、評語基準は、C (69～60点)、F (59点以下) とする。
4. 試験における不正行為により懲戒を受けた者の授業科目の成績は、つぎによる。
 - (1) 各学期定期試験による場合は、当該学期における全受講科目（通年科目および当該学期期間に開講されている集中科目を含む）について、F (0点) とする。
 - (2) 定期試験に代わる試験による場合は、当該学期における全受講科目（通年科目および当該学期期間に開講されている集中科目を含む）について、F (0点) とする。
 - (3) 卒業認定再試験による場合は、当該年度における全受講科目について、F (0点) とする。

(単位付与)

第16条 単位は、合格と判定された授業科目について付与される。

第17条 つぎの各号の一に該当する者には、単位は付与されない。

- (1) 各授業科目について、所定の方法による履修科目の登録をしていない者。
- (2) 各授業科目について、その欠席時数が当該授業科目の全授業時数の3分の1を超える者。
ただし、医療学部においては、実験・実習科目に限り、当該授業科目の全授業時数の5分の1を超える者
- (3) 各授業科目について、第15条第4項に該当する者。
- (4) 授業料およびその他が未納の者。

(ディベロップメントプログラム)

第18条 ディベロップメントプログラム(国際協力、海外伝道、国際観光、国際スポーツ、健康支援、芸術・芸能)は、「ディベロップメントプログラム履修ガイド」にしたがって履修するものとする。

付 則

1. ～27. 略
28. 第2条から第8条の改正規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、従前の例による。
29. 第5条の改正規則は、2020年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、従前の例による。
30. 第3条付表1、第4条、第5条及び第8条の改正規則は、2021年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、つぎに掲げるもののほか、従前の例による。
 - (1) 第3条付表1及び第5条付表6については、2021年度から適用する。
31. 第2条、第3条付表1、第5条付表1、付表3、付表12、第7条付表1、第11条、第13条の改正規則は、2022年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、つぎに掲げるもののほか、従前の例による。
 - (1) 第11条第1項については、2022年度編入学生より適用する。

32. 第2条、第3条付表1、第4条付表4、第5条付表6、13、14、第6条付表、第9条、第15条、第17条の改正規則は、2023年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、つぎに掲げるもののほか、従前の例による。

(1) 改正規則施行以前に天理医療大学に入学し、2023年4月1日から天理大学医療学部生となった学生は、天理医療大学履修規則第2条の例による。